

不登校児童生徒に係る 特別の教育課程の個別の指導計画の 方向性について



ワーキンググループにおける検討事項・論点

令和7年10月7日
不登校児童生徒に係る
特別の教育課程WG
資料1を踏まえ作成

個々の不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みについて、企画特別部会の論点整理を踏まえつつ、具体的に検討する

本日以降の議論

本日は特別の教育課程における個別の指導計画等の方向性について検討。
これに基づく学習評価に係る具体的な方向性については次回検討。

③特別の教育課程の内容・授業時数・指導計画等

- 特別の教育課程の内容としてどのようなものを対象とし、対象となる教育活動に係る授業時数の取扱等をどのようにすべきか

(論点整理における記載)

- 実態に即した望ましい教育環境を保障するために必要な範囲で柔軟に設定する方向で検討すべき(「学びの多様化学校」と同様)
- 柔軟性を損なったり、過度な負担が生じたりしないよう配慮しながら、校内外の教育支援センター等と連携して個別の指導計画を作成する方向で検討すべき

(具体的論点)

- 具体的な検討・実施プロセス(学校等における検討・判断、教育支援センターと連携した個別の指導計画の作成等)
- 個別の指導計画の目的、作成の主体、記載すべき要素、効果的かつ過度な負担が生じない運用方法(その際、不登校児童生徒の心身や学習の状況は、日々改善・変化することに留意)

【各回共通して抑えておくべき論点】

①制度構築の基本となる考え方や留意点

【前回議論】

②対象となる児童生徒

【今後議論】

④特別の教育課程が実施される場所・体制

⑤学習評価等

これまでの議論のポイントと今回のWGの進め方について

- 不登校児童生徒に対する指導・支援については、現状においても、校内外教育支援センターで一定の計画性を持って学習活動が行われている。一方で、①居場所機能のみならず、学習意欲を高め、資質・能力の向上に繋がる柔軟で効果的な指導を実現するという観点からは、個別の指導計画がないため、組織的・計画的な指導が確保されていないケースがあること、②下学年等の学び直しをしていたとしても、現行制度では、原籍級の教育課程に基づく評価を行わざるを得ないことから、実態を踏まえた柔軟な評価には一定の限界があること、といった課題がある。こうした状況を踏まえて、新たな仕組みの創設に向けた議論を積み重ねてきたところ。
- 具体的には、
 - **特例の対象となる児童生徒**は、不登校児童生徒の「学びに向かいたい気持ち、学びに向けて続けている頑張りといった側面を積極的に受け止め、励まし、継続的な学びに繋げる」という視点から、総合的に状態を把握しつつ、柔軟に判断すること。その上で、**対象となる児童生徒を判断するに当たってのプロセスや観点等**を整理する必要があること【参考資料①②】
 - また、**特例の対象となる教育活動**は、(A)各教科等の目標・内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動、(B)（各教科等には該当しない）不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動を想定した上で、必ずしも全ての教科等を実施するのではなく、一部の教科のみであっても、特別の教育課程として実施することができる仕組みとするべきであること【参考資料③】
 - **授業時数**については、制度として一律に授業時数を定めるべきではなく、対象児童生徒の実態を踏まえて、各学校長が適切な範囲で柔軟に授業時数を設定できるような仕組みとすること。具体的には、①不登校の期間や現在の出欠状況といった児童生徒の状態、②学びへの意欲や求める支援といったアセスメントに基づく児童生徒の在り方を総合的に勘案し、個別の指導計画を作成する計画段階において、本人や保護者の意向等も踏まえながら授業時数を設定することとし、対象児童生徒の状態に応じて適宜調整することが可能な柔軟な運用とするべきであること【参考資料④】
について議論をしてきた。
- また、これらを実現するための**個別の指導計画に係る基本的な考え方**として、児童生徒自身が指導計画の作成過程に深く関与し、学習意欲や自己肯定感を取り戻せるものにできるかという視点からそのあり方の検討が必要であることを確認した上で、個別の指導計画に必要であると考えられる視点として、以下①～⑤の視点で整理を行った。【参考資料⑤⑥】
 - ① 対象児童生徒自身が計画の作成過程等に深く関与する視点
 - ② 効果的かつ効率的な計画とする視点
 - ③ 学習内容等を関係者が簡易に確認・共有・改善できる視点
 - ④ 柔軟かつ容易に対応ができる視点
 - ⑤ 対象児童生徒の頑張り等を積極的に評価できる仕組みとする視点
- 以上の議論を踏まえ、今回のWGでは、**個別の指導計画の方向性**について検討を行うこととする。
※個別の指導計画に基づく学習評価に係る具体的な方向性については次回WGで検討予定。



特別の教育課程における個別の指導計画等に係る方向性

I. 個別の教育課程、指導計画の必要性について

【教育課程、指導計画の位置づけ】（中学校学習指導要領（平成29年告示）解説【総則編】（抜粋））

- 教育課程は、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動（**教育内容**）について、それらの**目標やねらい**を実現するように、**教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、それを具体化した計画が指導計画**であると考えられる。学校における実際の作成の過程においては両者を区別しにくい面もあるが、**指導方法や使用教材も含めて具体的な指導により重点を置いて作成したものが指導計画**であると言える。
すなわち、**指導計画は、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画**である。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。（後略）

【本特例における個別の教育課程や指導計画の必要性】

- 一方で、不登校児童生徒に関しては、状態が変化しやすく、学習に向かうこと自体が困難なケースが多い。また、下学年や下学校種の学び直しが必要な場合もあるが、そうした頑張りを受け止め、価値づけることができなければ十分に学びに向かえないという現状もある。
- このように、不登校児童生徒に対して通常の教育課程での指導が困難な場合が多い現状を踏まえるとともに、不登校児童生徒が学びに繋がるように支援していくことの重要性に鑑みれば、本人の関心や学習の定着状況等を踏まえた取り組むべき**教育内容**と、それに基づく**目標やねらい**、また、学習に向き合える時間などの状態を踏まえた**授業時数**に基づく指導を実施する必要があるため、通常の教育課程との関係性も十分に勘案しながら、こうした点を踏まえた個別の教育課程の編成が必要。
- また、個別に教育課程を編成するからには、それを具体的な指導に繋げるための指導計画についても、編成した教育課程を具現化するものとして個別に作成することが求められる。



以下、個別の教育課程の編成にあたり、不登校児童生徒の特性を踏まえて配慮すべき事項や、具体的な個別の指導計画に盛り込むべき要素について検討。



特別の教育課程における個別の指導計画等に係る方向性

Ⅱ. 本特例における個別の教育課程、指導計画について

- 前提として、本特例の対象となる不登校児童生徒に対しても、制度的に質が担保された学校教育に基づく学びを保障する必要があるため、本特例においても、学習指導要領に示す教育課程の基本的な考え方自体は共通して当てはめて考える必要がある。その前提を踏まえると、少なくとも、教育課程の根幹をなすものとして教育内容、目標やねらい、授業時数などは、本特例における教育課程においても根幹をなすものであり、これらを具体的な指導に繋げる指導方法を含め、これらは指導計画において不可欠な構成要素といえるのではないか。その上で、不登校の特性を踏まえて必要な配慮や指導計画に盛り込むべき要素について検討する。

【不登校児童生徒の特性を踏まえて配慮が必要な事項】

- 不登校児童生徒の多くは、現状、様々な背景・理由により学校を欠席し、十分な学びの時間を確保できておらず、学習指導要領に記載の各教科等の内容を網羅的に学べる状態にないこと
- 下学年や下学校種の学び直しを必要とするケースもあり、在籍学年の教育内容に基づく指導が困難なケースがあること
- 学習に向かえる時間に制限があるなど、通常の教育課程に基づく授業時数をベースに考えることが困難な場合があること

⇒ 教育内容、目標やねらい、授業時数の弾力化の必要性

※計画に落とし込む期間も含めた弾力化が必要（年度を通した作成に限らず、児童生徒が取り組むことができる期間を柔軟に設定）

※その際、通常の教育課程の学びに繋げる観点を意識しつつ、学習指導要領の内容との整合を図ることが必要

- 通常とは異なる学習環境の中で、状態が変化しやすく、学びに向かうことが難しい不登校児童生徒にとっては、単に的確な教育課程や計画が作成・実施されれば良いのではなく、子供自身が自身の学習目標の設定にも関わり、工夫して学習を進め、振り返る中で、学びを積み重ね、学習意欲や自己肯定感を取り戻していくという視点が極めて重要であること

⇒ 児童生徒が計画の作成過程にも深く関与した上で学びを積み重ね、教師はその学びに伴走しながら必要な指導を行うという、児童生徒と教師がそれぞれの視点から活用することを前提とした、新たな性質を有する指導計画の必要性（①）

児童生徒が学びのサイクルを実感する観点から、不登校児童生徒にとって、学びにおいて意識したい視点の設定や、取り組んだ学びへの振り返り、児童生徒の学びや在籍する学校や学級で再び学びたいという本人の思いを後押しするためのフィードバック等が必要あり、指導計画にこうした新たな要素を加える必要性（②）

【本特例における個別の指導計画の位置づけと、盛り込むべき要素】

- ① 本特例における指導計画は、児童生徒と教師がそれぞれの視点から活用できるものとして位置づけ、児童生徒の視点では「自身の学習」に見える化するもの、教師の視点では「学習への伴走の過程」に見える化するものとして整理してはどうか。また、こうした指導計画の位置づけや趣旨が適切に浸透するよう、本特例における指導計画の適切な名称についても整理してはどうか。
- ② 指導計画に盛り込む要素としては、学びにおいて意識したい視点、教育内容（順序を含む）、目標やねらい、指導方法（指導期間・教材を含む）、授業時数、振り返り、フィードバックが考えられるのではないか。

指導計画に盛り込むべき要素とプロセス（イメージ）

補足イメージ①

【指導計画に盛り込むべき要素】

- 学習指導要領に示す教育課程の基本的な考え方や不登校児童生徒の特性を踏まえて、指導計画には、以下の要素が考えられるのではないかな。

- ① 学びにおいて意識したい視点、② 教育内容（順序を含む）
- ③ 目標やねらい、④ 指導方法（指導期間・教材を含む）、
- ⑤ 授業時数、⑥ 振り返り、⑦ フィードバック

【指導計画作成プロセスの前提となる基本的な考え方】

- 指導計画は、学校の体制や実態に応じて適切な者が作成を主導し、最終的には、担任教師が確認の上で、学校として計画を作成することも可能とすべきではないか。
- 指導計画作成のプロセスでは、児童生徒がどのように関与すべきかといった視点を十分考慮すべきではないか。
- 児童生徒の実態に応じ柔軟な特例実施が可能となるよう、年度途中の特例開始や終了も視野に検討を進めるべきではないか。

I. 指導計画作成までの流れ

(0) 計画作成にあたって必要な実態把握
・学級担任をはじめとする関係者が児童生徒の実態を丁寧に把握。

(1) 「学びにおいて意識したい視点」の設定
・「学びのサイクル」の考え方を踏まえて児童生徒が自ら設定（困難な場合は児童生徒が納得感のあるものを選択）できるよう、支援することが重要。
・学級担任や指導員等が連携の上、児童生徒と丁寧な対話の上で決定されることが望ましい。

(2) 授業時数・指導内容・指導方法等の設定
・学級担任に加え、教科担当や指導員等も関与の上、これらの項目を設定していくことが必要。
・児童生徒の自己選択・自己決定の機会の創出を意識しながら児童生徒との対話を通じて設定されることが望ましい。

(3) 学校長の承認、教育委員会への届出
・指導計画は、学校長の承認を得た上で、教育委員会等に対して届出。
※指導計画を見直した際の届出の要否は、学校現場の負担も十分に勘案した上で、その範囲や程度に応じ、各教育委員会等において判断。

II. 指導計画の実施、振り返り・フィードバック、見直し

指導計画に
盛り込むべき要素

(1) 指導の実施
・指導計画に基づき指導を実施。
・学級担任を含めた関係者間で随時共有。

(2) 本人の振り返り・フィードバック
・児童生徒の状態に応じて適切な頻度で振り返りの実施。
・振り返り際には、児童生徒の頑張りを受け止め、励まし、自己肯定感を向上させるといった観点を第一にフィードバックが行われることが望ましい。

(3) 指導計画の見直し
・児童生徒の状態や学習状況等を踏まえ、指導計画を柔軟に見直していくことが重要。

必要に応じて、Iの
(1) 又は (2) へ戻り、
指導計画を見直し



特別の教育課程における個別の指導計画等に係る方向性

Ⅲ. 個別の指導計画に盛り込むべき要素

(1) 学びにおいて意識したい視点

【項目の必要性・具体的な内容】

- 不登校児童生徒が抱える課題は様々であるが、過去の経験等から自己肯定感の低下や、学習への心理的な抵抗感を抱えるなど、学びの基盤が整っていない傾向や、学びに向かう気持ちも落ち込みやすく、状態が変化しやすい傾向にあったりするところ。
- 本特例は、こうした状況の中でも学びに向かいつつある児童生徒の気持ちを十分に受け止め、適切な学びに繋げていくことを目的としたものであるため、**「何を学ぶか」という視点のみならず、「どのように学ぶか（どのようなことを意識すれば学びに向かいやすくなるか）」といった視点が極めて重要**となってくる。
- また前頁で整理したとおり、本特例では、子供が自身の計画作成に十分関与しながら、見通しをもって学びを進め、振り返り、成果を味わい次の学びへの意欲を高めるといった学びのサイクルを実感させる視点が重要である。この点、「総則・評価特別部会」においても、多様な特性等を有する児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、「個に応じた学習過程」を充実させていく中で、「見通しを持つ（学習前）」→「方略を工夫しながら学習を進める（学習中）」→「学習の成果を外化し振り返って次の学習に繋げる（学習後）」といったプロセスを児童生徒が円滑に行うことができるような教師の指導や支援が重要であることを示している。【参考資料⑦】
- こうした、いわゆる自己調整学習のサイクルを自律的に循環させ、学びを深めていくといった視点は、児童生徒の思いや状態を踏まえて学習内容や学習方法を調整していく必要がある不登校児童生徒の学びとも親和性が高いと言えるのではないかと。
長期的な見通しを立てることや学習意欲を維持することが困難な傾向がある不登校児童生徒の特性を踏まえ、通常の学習過程と比べて、**より細やかで小さなステップを積み重ね、循環させていくことが重要**である点に留意しつつ、本特例において不登校児童生徒の「学びのサイクル」の考え方を重視することとしてはどうか。
- その上で、「**学びのサイクル**」の考え方を踏まえた観点例をもとに記載した、「**学びにおいて意識したい視点**」を教師と児童生徒を共有することで、児童生徒が学習を円滑に行うことができるのではないかと。

(参考) 個に応じた学習過程	不登校児童生徒の「学びのサイクル」の考え方を踏まえた観点例	「学びにおいて意識したい視点」の記載例
見通しを持つ（学習前）	学びの「目標を立てる」観点 学びを「始める」観点	自分で目標を立てられるようにする 1日1回は自分から机に向かうようにする
方略を工夫しながら学習を進める（学習中）	学びを「進める」観点 学びを「続ける」観点	分からない時に誰かに相談したり自分で調べたりする 20分間は集中して学習に向かうようにする
学習の成果を外化し振り返って次の学習に繋げる（学習後）	学びを「振り返る」観点 「新たな学びに繋げる」観点	「できるようになったこと」を1日3つ振り返る 苦手な教科も少しずつ取り組むようにする

※児童生徒の状態に応じて、必要な観点から記載をするイメージ



特別の教育課程における個別の指導計画等に係る方向性

(前頁からの続き)

- また、前頁で整理した「学びにおいて意識したい視点」は、発達段階や学習の進捗度に関わらず設定できる点や、現在の自分自身と向き合いながら小さなステップから設定できるといった点から、**自己選択・自己決定が比較的容易**であり、また、それを**振り返ることに対する心理的な抵抗感も比較的少ないもの**と考えられる。このため、「**学びにおいて意識したい視点**」を計画内に要素として位置付けることで、自身の学習への関与を支援することにも繋がり、**学習意欲等を向上させることも期待できるのではないか**。
- 加えて、本特例において児童生徒が計画作成に十分関与することの重要性に鑑みれば、計画作成に係る児童生徒の関与の仕方や度合い自体をその変化と共に計画内で把握できることが望ましく、とりわけ、本項目は学びのサイクルの実感を促すことに重点を置き、児童生徒が自身で設定、振り返りやすい項目として設けていることから、本項目の設定にあたり、**教師が児童生徒とどのようなやりとりを経て設定したかを併せて記載することも有効**と考えられるのではないか。(記載例：学習が継続しないという生徒の課題感を踏まえ、集中の継続時間に係る視点を教師が提案し、具体の時間は生徒が決定)
- 記載にあたってのより具体的な考え方については、運用の手引きで示すこととしてはどうか。



特別の教育課程における個別の指導計画等に係る方向性

(2) 教育内容、目標やねらい、指導方法、授業時数

【項目の必要性】

- (本特例に限らず) 体系的な指導を行うにあたって教育内容、目標やねらい、授業時数は不可欠であり、これらは指導計画においても必要な構成要素といえる。一方で、不登校児童生徒は、現状、様々な背景・理由により学びに向かえる教科や内容、学びに向かえる時間、学べる方法に限りがあるといった**実態に照らし、過大な目標や学習計画は、かえって学びに向かう意欲を低下させてしまう**といった指摘もある。
- このため、第3回WGでは、**教育内容(指導方法を含む)や時数について、一定の考え方を整理した上で、計画段階では柔軟な運用(例えば、標準授業時数を下回る時数の設定など)を可能**とし、その中で頑張りや成果を積極的に評価できるようにする方向で整理したところ。
※現行制度でも、例えば「学びの多様化学校」では、「教育内容や総授業時数の削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難である」といった事情に鑑み、学習指導要領等に定められた教育内容や総授業時数の削減を行うといった柔軟な運用が認められている。
- 本特例においても、通常教育課程との関係性を十分に勘案し、可能な限り幅広い教科等の内容を取り扱うことや、そのために必要な時数を確保することが望ましい一方で、不登校児童生徒が様々な背景・理由により学びに向かえていないという実態を踏まえると、**通常教育課程の教育内容や授業時数をそのまま適用することには限界がある。こうした双方の視点を十分に踏まえ、本特例を活用した学びが、通常教育課程の学びにも繋がっていくと考えられる場合には、計画作成段階において、弾力的な運用を認めるべきではないか。**その上で、教育内容や時数の弾力化をどこまで可能とすべきかについては、学びの多様化学校や、研究開発学校の取組も踏まえ、運用の手引きでの整理も含め引き続き検討が必要ではないか。
- 加えて、指導計画は随時見直していくことを前提とし、計画作成当初から、児童生徒の実態に照らして過大な目標や多大な内容が盛り込まれることのないよう留意し、計画に落とし込む際には、児童生徒の実態に即して見通しが立てられる範囲で記入されるべきではないか。

【具体的な内容とその考え方】

<①授業時数>

- **総授業時数については、第3回WGで示したとおり、「不登校の期間や現在の出欠状況といった児童生徒の状態」と「学びへの意欲や求める支援といったアセスメントに基づく児童生徒の在り方」を総合的に勘案し、本人や保護者の意向等も踏まえて柔軟に設定。**その上で、②で決定された教育内容ごとに**授業時数を割り振り、指導計画に記入**することで、教師や児童生徒の双方が見通しを持って指導・学習にあたることができるのではないか。

<②教育内容(順序を含む)、目標やねらい、指導方法(指導期間・教材を含む)>

- 第3回WGで示したとおり、**本特例で対象となる教育活動は、大きく以下2つに分類**され、このうち、不登校児童生徒の実態と学習指導要領の内容との整合性の双方を勘案しながら、本人の興味・関心も踏まえつつ、**教育内容を設定。**
 - (A) 各教科等の内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動(下学年等の学び直しやオンライン配信の活用をはじめ原籍級等への授業の参加を含む。)
 - (B) (各教科等には該当しない)不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動
- また、本特例においては、複数の教師や指導員・支援員(以下「指導員等」という。)が指導にあたることが想定される場所、その中で指導の一貫性や統一性を図っていくため、指導計画においても、**教師や指導員等が共通認識を持ちながら指導にあたるよう、その内容が落とし込まれる必要がある。**



特別の教育課程における個別の指導計画等に係る方向性

(前頁からの続き)

- こうした点も踏まえつつ、指導計画に記載する教育内容の考え方や粒度について、対象となる活動ごとに、以下のとおり整理してはどうか。

(A) 各教科等の内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動

- ・学習指導要領では、教育内容が内容のまとまりによって構造化されており、各教科等につき、内容のまとまりごとに育成を目指す資質・能力が整理されている。
- ・不登校児童生徒の場合、取り組むことができる内容や授業時数が限定的である場合があるため、学習内容の関連性や到達状況が把握しにくくなるケースも考えられるところ、例えば、指導計画において、内容を「単元などの内容のまとまり」ごとに整理することで、限られた学習機会の中でも、どの学習領域に取り組んでいるのかを明確にし、一定の体系性をもった指導の実現が可能となるのではないかと。また、評価との関係性を整理しやすく、指導と評価の一体化を図ることに繋がるのではないかと。
- ・その際、記載の粒度については、例えば、一定の授業時数を目安として設定した上で、一コマごとの計画を詳細に記載するのではなく、むしろ、内容のまとまり全体で記載することで、本時主義に陥らないことはもとより、学習の柔軟性や指導の実現可能性の向上に資する側面があるのではないかと。
- ・加えて、「単元などの内容のまとまり」ごとに整理することは、例えば、下学年※の学習内容を取り扱う場合などにおいても、当該学年で既に整理された「単元などの内容のまとまり」を参考にしながら整理をすることが可能であるため、児童生徒の実態から新たに整理することに比べて、計画作成に係る教師の負担を抑えることにも繋がるとともに、指導にあたる複数の関係者にとっても、指導内容を理解しやすく、情報共有や指導の引継ぎの円滑化にも繋がるのではないかと。
- ※他学校種の学習内容を取り扱う場合も考えられるところ、その際には、今後設計を予定されている「デジタル学習指導要領」も積極的に活用しつつ、学校間で連携しながら整理するなどの工夫が考えられるのではないかと。
- ・その上で、「単元などの内容のまとまり」ごとに記載をしていくことが難しいケースについては、内容のまとまりを参考にしながら、児童生徒の状態に即して実現可能な内容の単位で記載することが考えられるが、こうしたケースの記載内容の具体については、運用の手引きで示すこととしてはどうか。

(B) (各教科等には該当しない) 不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動

- ・学習指導要領において示す各教科等の内容には基づかないため、例えば、(A)の整理を参考にしながら、活動内容に照らして一定の授業時数を目安とした内容のまとまりごとに指導計画に記載することなどが考えられるが、当該教育活動は、不登校児童生徒の状態や学習環境に照らして個別に必要な活動を設定していくこととなるため、その内容は多岐にわたり、一律に記載の考え方や粒度を整理することは困難と考えられるところ、この点を踏まえ、具体の記載例などについては運用の手引きで示すこととしてはどうか。

- また、教育内容とともに、目標やねらい、指導方法についても、児童生徒の状態に応じて一体的に検討し、設定することとしてはどうか。

※指導期間の決定に当たっては、児童生徒本人の意思や心身の状況を踏まえ、今後、通常の学級を学びの場とする場合も含め学びの場について検討を行うことも考えられる。

- 記載にあたってのより具体的な考え方については、運用の手引きで示すこととしてはどうか。



特別の教育課程における個別の指導計画等に係る方向性

(3) 振り返り、フィードバック

【項目立てする必要性】

- これまで整理してきたとおり、本特例では、子供が自身の計画作成に十分関与し、学びのサイクルを実感することが重要であることから、指導計画についても、児童生徒が自身の学習を見える化するものとして活用することを想定しているところ。
- 不登校児童生徒は、十分な学びの時間を確保できていないなどの背景から、学習内容や学習方法でつまずきが生じることが多く、このため、教師や指導員等は、こうした児童生徒のつまずきを含めた学習の過程をより丁寧に見取りながら、改善の見通しや意識すべき点など示すことで児童生徒の学びを支えると同時に、その頑張りや成果を励まし価値づけることで、自己肯定感を維持・向上させるといった視点が重要と考えられる。
- また、児童生徒の視点からも、教師や指導員等のフィードバックを受けながら、自らの学習状況を振り返り、自身の課題や成長を認識するとともに、それを踏まえて学習を調整・改善しながら取組を進めていくことで、学びのサイクルを実感し、学習を行うための基盤を整えていくことが重要である。
- このように、教師と児童生徒のそれぞれの視点から学習の過程に特に着目し、つまずきや伸びを教師と児童生徒の間で共有しながら学習・指導の改善につなげていくという考え方は、いわゆる形成的評価の考え方と共通するものであり、不登校児童生徒については、こうした形成的評価の考え方を一層重視しながら、学習を支援していくという視点が極めて重要なのではないか。
- その上で、不登校児童生徒が細やかで小さなステップを積み重ね、循環させていくといった「学びのサイクル」を意識し、この学びを着実に実現していく観点から、形成的評価の考え方に基づく振り返りやフィードバックも含めた学習の過程を指導計画内に明記していくことで、児童生徒が自身の学びを自覚しながら取組を進め、達成感や自己肯定感を向上させることに繋がるのではないか。
- 上記の考え方に基づき、学習の過程や教師の伴走の過程を見える化する個別の指導計画において、自身の「学習の振り返り」や教師からの「フィードバック」を要素として位置付け、より学習の過程に着目した指導の実現を図ることとしてはどうか。
- さらには、こうした「振り返り」や「フィードバック」を通じて教師や指導員等と児童生徒がともにこれまでの取組や成果、課題等を把握し、指導内容や方法を見直していくことで、より児童生徒の状態に即した適切な指導計画を作成していくことにも繋がるのではないか。また、将来的には、再び通常の学級で学ぶという選択肢も含めて、今後の学びの場に係る検討に繋がるのではないか。

【具体的な内容とその考え方】

- 「振り返り」については、学びのサイクルを意識した上で、計画作成にあたって自身が深く関与しながら決定した「学びにおいて意識したい視点」及び「教育内容」等を中心に、児童生徒の視点から振り返ることが考えられるのではないか。また、児童生徒の負担も加味しながらも、自身の学習過程への関与を強く意識した上で、できる限り自分の言葉での振り返り（自己評価）を促すことが望ましいのではないか。
- 「フィードバック」については、上記の形成的評価の側面を意識しつつ、児童生徒の日頃の頑張りや、小さなことでも達成できた内容を丁寧に捉え、それを可視化し、励ますことで自己肯定感を向上させるといった視点や、児童生徒に改善の見通しや今後の学びに向けて意識すべき点などを示し、学習の改善を図っていくといった視点などから、教師や指導員等による児童生徒に向けた言葉として、記載することが重要ではないか。
※もともと、不登校児童生徒の中には、自己肯定感が低下しており、「評価」という行為自体に心理的な抵抗感を覚えている場合があるといった指摘を踏まえれば、計画において示すフィードバックについては、前者の視点（自己肯定感を向上させる視点）により重点を置き、運用されていくことが重要ではないか。
- なお、上記の整理を踏まえ、本特例における具体的な学習評価の在り方については、次回WGにおいて検討予定。



個別の指導計画作成に係るプロセスについて

IV. 指導計画作成のプロセスについて

【プロセスの検討にあたって前提となる基本的な考え方の整理】

- **法令上、教育課程は、各学校において編成すること**とされており、また、教育委員会は学校の管理者として、教育課程が適切に編成・実施されているかを把握し、必要な指導・助言を行う責務を有することから、一般的に各学校で作成した教育課程は教育委員会に届け出ることとされている。また、例えば「特別の教育課程」により日本語指導を行う場合は、必要事項を盛り込んだ指導計画作成し、作成した指導計画は、所管する教育委員会に提出することとされている。
- 本特例における特別の教育課程も、教育課程である以上、**最終的には対象児童生徒の教育課程全体に責任を持つ学校が編成する**必要があり、また、日本語指導に係る特別の教育課程と同様、指導計画は所管する**教育委員会へ届け出ることが必要**ではないか。
- また、作成にあたっては、まずは学校内で対象児童生徒の指導を実務的に担う学級担任が指導計画の作成を主導することが考えられるものの、本特例においては、主として校内外教育支援センターで指導が行われるケースが想定されることを踏まえた検討が必要。
この点、例えば、校内教育支援センターに配置されている教師が、校内外教育支援センターで学習する児童生徒の指導計画の作成を主導したり、日頃指導を行っている指導員が担任教師と密に連携した上で計画作成を主導したりするなど、**学校の体制や実態に応じて適切な者が計画作成を主導し、最終的には、担任教師が確認の上で、学校として計画を作成**することも可能とすべきではないか。
その際、指導計画作成に係る負担の軽減や、指導計画の質の向上を支える観点から、生成AIを活用することについてどう考えるか。
- なお、これまで整理してきたとおり、本特例の指導計画は、児童生徒と教師がそれぞれの視点から活用するものとして整理してきたところ。このため、計画作成のプロセスの検討においても、**児童生徒がどのように関与すべきかといった視点を十分考慮すべき**ではないか。
- また、児童生徒の実態に応じ柔軟な特例実施が可能となるよう、**年度途中の特例開始や終了も視野に検討を進めるべき**ではないか。
- 上記の点も踏まえつつ、以下、具体的なプロセスごとに考え方を整理して検討を進める。

(0) 計画作成にあたって必要な実態把握

- 本特例の対象児童生徒の学びに向かう気持ちや学習状況は様々であり、こうした児童生徒の実態を踏まえた指導計画作成するためには、**計画の作成（各項目の記入）に先立ち、学級担任をはじめとする関係者が児童生徒の実態を丁寧に把握する必要**がある。
- 具体的には、例えば、「児童生徒理解・支援シート」等の支援計画や指導の記録を参照したり、日頃指導を行っている指導員等と連携しながら、必要に応じて児童生徒と面談等を行ったりすることで、「学習に対する思いや願い」「学習に向かっている時の児童生徒の様子」「学習に向かうことのできている教科や環境」「指導にあたって必要な留意点」などについて、丁寧に状態を把握することが考えられる。
- なお、「児童生徒理解・支援シート」については、国としてその参考様式を示しているものの、現状、各学校において、不登校児童生徒や障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒への支援のためにそれぞれ必要な資料が作成・活用されており、**内容の重複が見られたり、内容の連携が困難なケースがある**といった指摘もあるところ。今般、これらに加え、特異な才能のある児童生徒への特別の教育課程について議論がなされていることなども踏まえ、これらの児童生徒を包括的に支援し、教育の質の向上に繋げるとともに、学校現場の過度な負担を軽減する観点から、**「児童生徒理解・支援シート」の在り方やその参考様式について、整理が必要**ではないか。



個別の指導計画作成に係るプロセスについて

【指導計画の作成】

(1) 学びにおいて意識したい視点の設定

※詳細はp.7,8

・「何を学ぶか」という視点だけでなく、「どのようなことを意識して学ぶか」といった視点を、「学びのサイクル」の考え方を踏まえた観点から記載

- 本項目は、計画において児童生徒の思いを汲み取る最初のステップであり、また、比較的児童生徒自身が決定しやすい項目であることから、設定にあたり**児童生徒が自ら設定（困難な場合は児童生徒が納得感のあるものを選択）**できるよう、**支援することが重要**。
- このため、児童生徒が思いを表出しやすいよう、**学級担任や指導員等が連携の上、面談等を実施**し、児童生徒と丁寧な対話の上で決定されることが望ましい。

(2) 授業時数・教育内容・指導方法等の設定

※詳細はp.9,10

・ 総授業時数を柔軟に設定した上で、教育内容ごとに授業時数を割り振り。
・ 第3回WGで示した教育活動に基づき、本人が興味・関心を持って取り組み、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げられる教育内容を設定。
・ その際、「各教科等の内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動」については、内容を「単元などの内容のまとめり」ごとに整理。
・ 不登校児童生徒の状態等を踏まえ、「単元などの内容のまとめり」ごとに整理することが難しいものは、柔軟に設定。

- 本項目の設定では、在籍する学級の教育課程も踏まえた授業時数等の調整が必要であるほか、特に（A）の活動については、対象児童生徒の状況に応じて対象となる教科について調整が必要。また、実際に指導にあたる指導員等の視点で、その実現可能性を考慮することも重要である。このため、本項目の決定にあたっては、**学級担任**に加え、**教科担当**や**指導員等**との十分な連携の上、これらの項目を設定していくことが必要ではないか。
- また、設定にあたっては、（1）と同様、児童生徒の思いを十分に踏まえる必要があり、自己選択・自己決定の機会の創出を意識しながら児童生徒との対話を通じて設定されることが望ましい。
- 決定の流れは児童生徒によって様々であるが、例えば以下のような流れが想定されるところ、その具体は運用の手引きで示してはどうか。

<流れの一例>

- ・ 指導員と児童生徒が面談し、興味・関心のある教科や目指す学習のペースなどについて聞き取り、それを関係者間で共有。
- ・ 学級担任が適宜教科担当等と相談の上、週単位などで概ねの時数、教育内容について方針を検討。作成したものは指導員に共有。
- ・ 指導員は、日頃の対象児童生徒の様子や実際の特例における指導を念頭にした実現可能性の観点から確認。
- ・ あらためて関係者間で相談の上で決定し、合意が取れたものを指導員から児童生徒に提示、必要に応じて再調整。

(3) 学校長の承認、教育委員会等への届出

- 作成した指導計画は、**学校長の承認を得た上で、教育委員会等に対して届出**。なお、本特例における指導計画は、児童生徒の状態に応じた柔軟な見直しを前提としており、**当該計画を見直した際の届出の要否は、学校現場の負担も十分に勘案した上で、その見直しの範囲や程度に応じ、各教育委員会等において判断すべきではないか**。



個別の指導計画作成に係るプロセスについて

【指導の実施・振り返り・フィードバック、指導計画の見直し等】

(1) 指導の実施

- 指導計画に基づき指導を実施。なお、場合によっては複数の場で指導が行われることとなるが、指導の一貫性を図る観点や学校の負担軽減を図る観点から、複数の場で指導が行われる場合も1つの計画を関係者で共に活用することとしてはどうか。その際、指導計画は学級担任を含めた関係者間で随時共有されるべきであるところ、電子媒体によるクラウド共有等の方法も含めた具体の運用等については、運用の手引きで整理すべきではないか。

(2) 本人の振り返り・フィードバック

※詳細はp.11

- ・ 児童生徒自身が深く関与しながら決定した「学びにおいて意識したい視点」及び「教育内容」等について、児童生徒の視点から振り返り。
 - ・ フィードバックは、児童生徒の自己肯定感の向上や、今後の学習の改善を図る観点から、教師や指導員等が児童生徒に対して記載。
- 自ら設定した目標の達成状況や取り組んだ学びを振り返ることは、学習の成果や達成を自覚し、学習意欲を向上させる観点から重要。
 - 特に、中長期的な見通しを持つことが困難な児童生徒にとっては、比較的短い単位で振り返ることで、小さな達成感を積み重ねることが期待される。このため、例えば、指導計画内で各単元などのまとめごとに設定した時数が終了したタイミングや、特に対象児童生徒の変化が見られたタイミングなどで振り返りを促すことが考えられるが、振り返り自体が不登校児童生徒の学習の負担にならないようにも留意しながら、**児童生徒の状態に応じて適切な頻度で振り返る**こととしてはどうか。
 - また、振り返りの際には、児童生徒が学びのサイクルを経験・実感する観点から、可能な限り**児童生徒が自分の言葉で振り返り**、それを**頑張りとして受け止め、励まし、自己肯定感を向上させる**といった視点を第一にフィードバックが行われることが望ましい。
 - この点を踏まえ、フィードバックは**日頃指導にあっている教師や指導員等**が中心に行い、計画に記入することが考えられるのではないかと。
 - ※指導員等が計画に記入する場合も、最終的には、計画作成を主導・管理する学級担任等の教師がその内容を確認の上で記入が行われることを想定

(3) 指導計画の見直し

- 状態が変化しやすく、学びに向かう気持ちも落ち込みやすい不登校児童生徒に対して、実現可能性を確保しながら段階的に学びを発展させていくためには、(2)の振り返りやフィードバックも参考に、児童生徒の実態や学習状況等を踏まえ、必要に応じて**指導計画を柔軟に見直していくことが重要**ではないか。
- 見直しのタイミングとしては、教師や指導員等の視点から、児童生徒の目標達成や学習の進捗が見られた場合はもちろん、当初設定した目標や教育内容の実施が進まず、目標の変更が必要な場合などが考えられるところ、その際には、通常の教育課程の学びにつなげる観点や、児童生徒の学習意欲、自己肯定感を向上させる観点から、主に以下のような視点で見直すこととしてはどうか。

<指導計画を見直す際の視点>

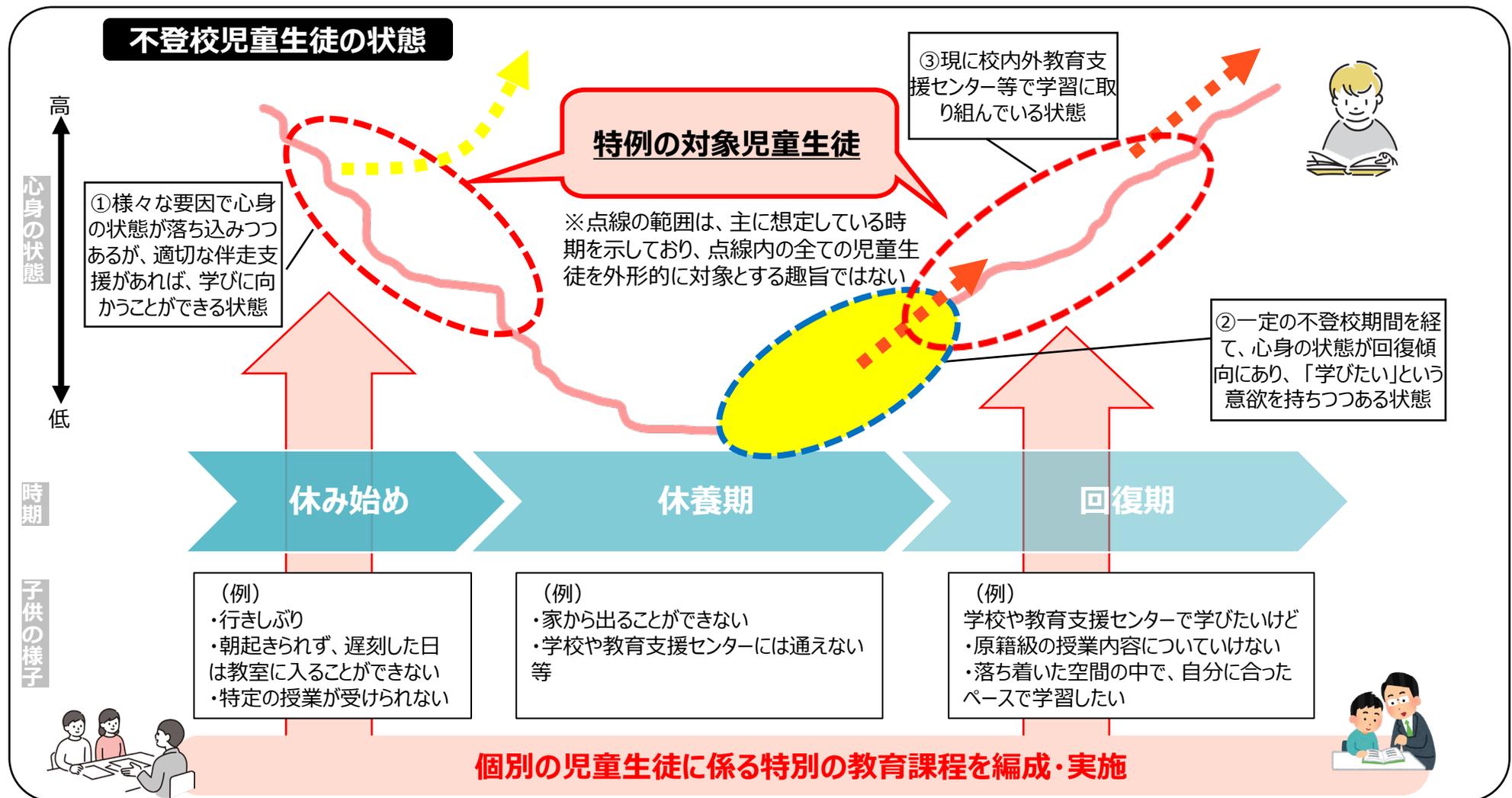
- ① 当初の目標を達成したり、当初の予定を上回る学習の進捗が見られる場合
 - ・ 児童生徒の学びへの向き合い方に関する目標を充実させたり、再設定することはできないか
 - ・ 学びに向かえる授業時数や教科を増やすことはできないか
 - ・ 必要に応じて、再び通常の学級という場で学ぶことも含め、今後の学びの場に係る検討を行う 等
- ② 当初の目標や教育内容が過度な負担となっている場合
 - ・ 学習の様子や達成状況を踏まえて、当面の間は授業時数を削減した方が良いか。
 - ・ 現在取り組んでいる学習のペースを緩やかにしたり、必要に応じて、下学年の学び直しや前学期の内容を取り入れた方が良いか 等



参考資料・データ

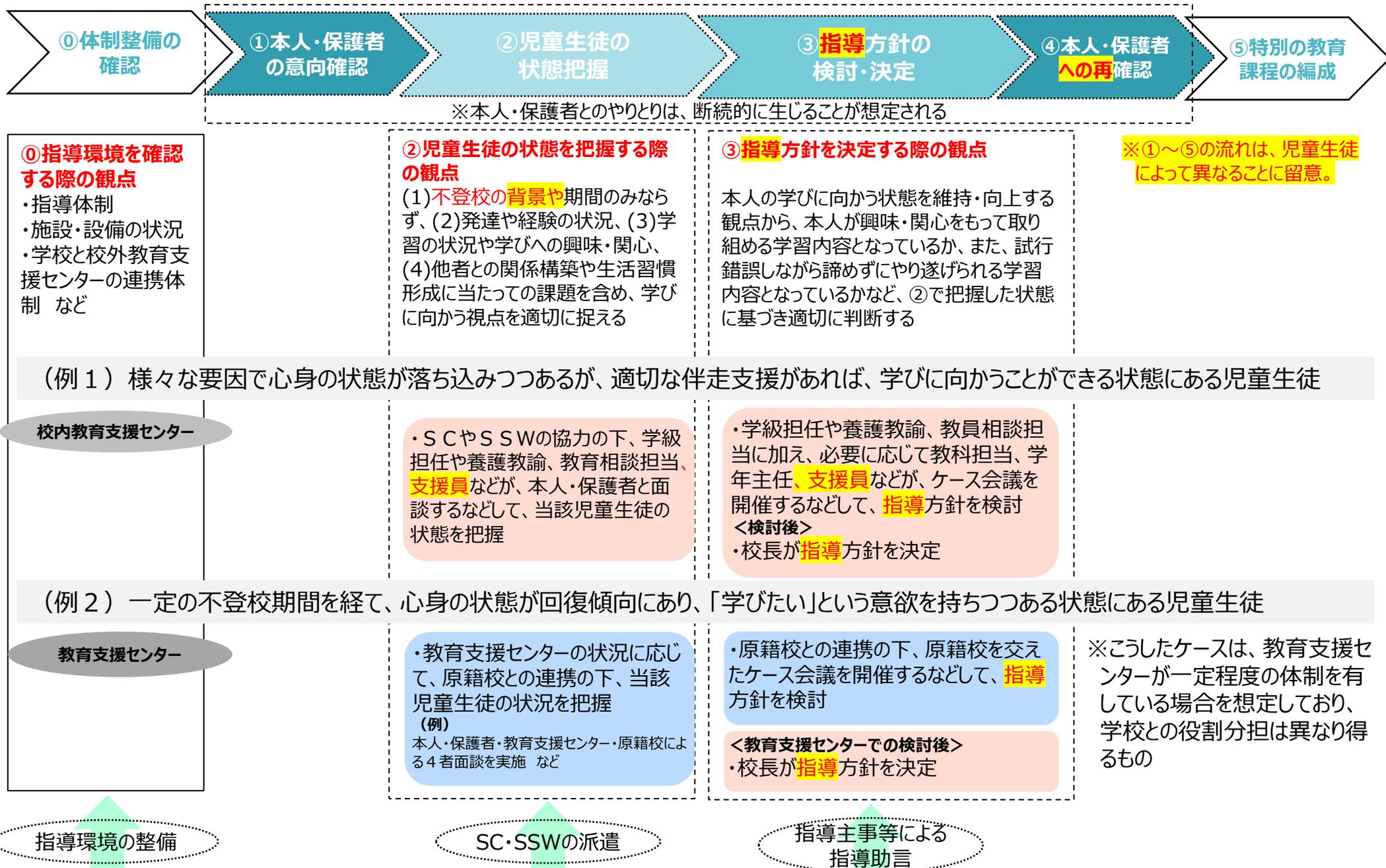
特例の対象となる児童生徒のイメージ

- 具体には総合的な判断であることを前提として、以下のような児童生徒が主たる対象として想定されるのではないかと
 - ① 友人関係のトラブルや学業の不振など、様々な要因により、心身の状態が落ち込みつつあるが、教育支援センター等による早期の伴走支援があれば、学びに向かうことができる状態にある児童生徒
 - ② 一定の不登校期間を経て、心身の状態が回復傾向にあり、「学びたい」という意欲を持ちつつある児童生徒
 - ③ 現に、校内外教育支援センターで前向きに学習に取り組んでいる児童生徒 など
- 以上のように整理した場合、外形的な状況のみならず、児童生徒の状態把握の視点や方法が重要



特別の教育課程の編成流れ（事例イメージ）

～休み始めに「学びに向かうことができる状態」や回復期に「『学びたい』という意欲を持ちつつある状態」にある児童生徒の例～

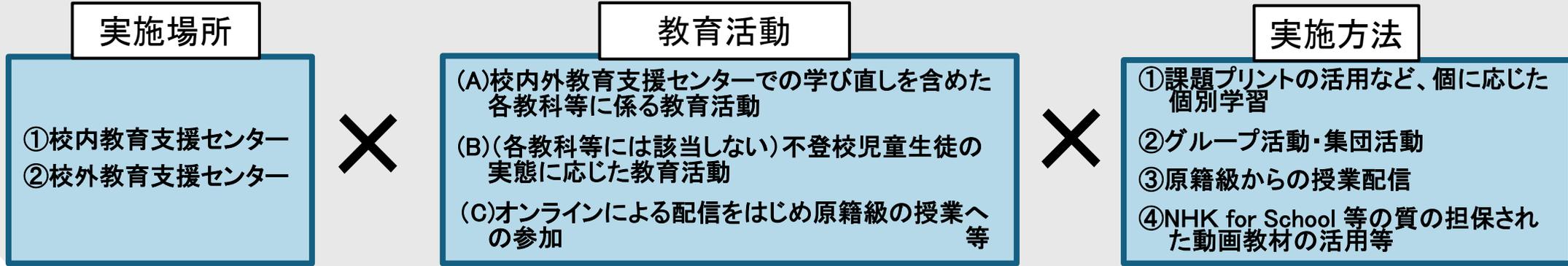


特別な教育課程で想定される教育活動（イメージ）

参考資料③

令和7年12月3日
不登校児童生徒に係る特別の教育課程WG
資料1を踏まえ作成
(黄色マーカー部分を修正) ※p23も同じ

校内外教育支援センターでの主な学びのイメージ



校内外教育支援センターにおける特別の教育課程イメージ

特別の教育課程

教育課程外で実施する取組

各教科等の目標・内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動

(各教科等には該当しない)不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動

居場所としての活用

※カウンセリングや進路相談等の教育相談を含む

※主に裁量的な時間の活用を想定

【想定される教育活動（例）】

- ・学習状況を踏まえた下学年・下学校種の学び直し
 - ・オンライン配信の活用をはじめ原籍級等への授業の参加
 - ・興味・関心等を踏まえた学習活動 等
- ※一部教科のみであっても特別の教育課程として実施可能

【想定される教育活動（例）】

- ・個々の興味・関心に応じた探究的・体験的な活動
- ・他者とのふれあいを図る体験的な活動
- ・（コミュニケーション能力や対人関係構築スキル等の習得のための）ソーシャルスキルトレーニング 等

※実施方法については、個に応じて柔軟に実施。

⇒ 対象児童生徒の状態や学習意欲を踏まえた個別の教育活動を実施することで、学びに向かう力を底上げすることが必要

授業時数の考え方のイメージ

- 対象児童生徒については、不登校に至った背景や理由、必要な支援も様々であることから、制度として一律に授業時数を定めるべきではなく、対象児童生徒の実態を踏まえて、**各学校長が適切な範囲で柔軟に授業時数を設定できるような仕組みとするべき**ではないか
- 具体的には、**①不登校の期間や現在の出欠状況といった児童生徒の状態、②学びへの意欲や求める支援といったアセスメントに基づく児童生徒の在り方を総合的に勘案し、個別の指導計画を作成する計画段階において、本人や保護者の意向等も踏まえながら授業時数を設定すること**としてはどうか
- ただし、その実施に当たっては、**対象児童生徒の状態は変化しやすいことを踏まえ、授業時数や実施内容を状況に応じて適宜調整できることを前提とした、柔軟な運用とすべき**ではないか

①不登校の期間や現在の出欠状況といった児童生徒の状態

(例)

- 不登校の期間はどの程度か
- 現在、例えば週あたりどのくらいの時間を学習に向かえているか
- 学習の習熟度はどの程度か
- SSR等でどのような学習等に取り組めているか

(具体的なイメージ)

	Aさん	Bさん	...
不登校の期間	3ヶ月	1年	...
出欠状況	週3日(約15コマ)	週2日(約10コマ)	...
実際の学習時間	週で10コマ程度	週で6コマ程度	...
具体的な状況	・一部教科の学習 ・創作活動	学習には向かえないことも多い	...

等

②学びへの意欲や求める支援といったアセスメントに基づく児童生徒の在り方

(例)

- 不登校の期間や時期(休み始め・回復期等)を踏まえ、学びに向かいたい気持ちをどの程度持っているか
- どういった学習や取組を行いたいと考えているか
例：自らの興味・関心や、習熟度に合わせた学習がしたい
集団活動に混ざりたい、そのためのスキルを身につけたい
- 本人や保護者の目標として、どういったペースでの学習を望むか 等



実施内容等を含め、総合的に勘案し、授業時数を設定

【基本的な授業時数の考え方】

- 現在学習に向かえている時間や本人の意向等を踏まえて、年間の授業時数を設定。
- 本人の状態を踏まえ、柔軟に週単位や日単位の授業時数や内容の見直し。

(例)

現在、週2日程度出席することができる児童生徒に対し、本人等の意向を踏まえて、年間約600コマの授業時数(裁量的な時間を含む。)を設定。週3日程度の出席が基本だが、本人の状態等を踏まえて、例えば、ある週は2日程度としたり、一日1コマ程度としたり、柔軟に実施内容を決定・見直しを図る

⇒ **対象児童生徒の実態を踏まえ、授業時数を柔軟に設定し、学びの時間を確保**

個別の指導計画の検討の視点と論点

個別の指導計画の検討の視点

本特例を実現可能とするための論点

①対象児童生徒自身が計画の作成過程等に深く関与する視点

- 対象児童生徒が学習意欲や自己肯定感を取り戻していけるよう、自身の学習目標の設定にも関わり、工夫して学習を進め、振り返る中で、学びを積み重ね、経験として昇華させていけるような対応が必要。

- 対象児童生徒の思いを聴きながら、「計画」に反映させた上で学習を進め、学びや経験の積み重ねとして、対象児童生徒本人が振り返り、確認し、さらに学びを前に進めていくことができる仕組みとすることが必要。

②効果的かつ効率的な計画とする視点

- 不登校児童生徒の心身や学習の状況は、日々改善・変化することを踏まえ、対象児童生徒の状態や本人の意向等を十分に踏まえた目標設定や学習内容・授業時数を調整し、学びに向かう気持ちや頑張りを維持・向上できるような対応が必要。

- 不登校児童生徒の実態等は、日々改善・変化することを踏まえると、対象児童生徒にとって効果的であり、かつ、教職員にとっては効率的な計画であることが望ましく、例えば、最低限計画に盛り込むべき事項を示すなど、できる限り簡素化した計画とすることが必要。

③学習内容等を関係者が簡易に確認・共有・改善できる視点

- 不登校児童生徒の学びの実態は様々(ex.校内教育支援センターと在籍級の行き来や、校内教育支援センターと校外教育支援センターの使い分けなど)であり、対象児童生徒の状況の変化に応じたきめ細かな対応をするためには、対象児童生徒の学習内容等を関係者間で共有した上で、組織的に取り組むことが必要。

- 対象児童生徒への指導を行うにあたっては、複数の関係者による連携した指導の実施や継続的な指導が重要であることから、本特例の実施に当たっては、関係者間が簡易に計画の内容を確認・共有・改善できる仕組みの下、運用することが必要。

④柔軟かつ容易に対応ができる視点

- 対象児童生徒の中には、当初の計画通りに学習が進められなかったり、年度途中から学びに向かえるようになったりすることも想定されることから、目標の見直しや学習量の調整を柔軟かつ容易に行うことで、対象児童生徒の実態に応じた丁寧な対応が必要。

- 対象児童生徒の実態に応じた対応をするためには、学校現場が可変的かつ随時に対応できる仕組みとすることが重要であり、計画の見直しや年度途中からの編成を柔軟かつ容易に対応できることが必要。

⑤対象児童生徒の頑張り等を積極的に評価できる仕組みとする視点

- 対象児童生徒の学習状況に応じた学習評価を実施することで、対象児童生徒の学びに向かいたい気持ち、学びに向けて続けている頑張りといった側面を積極的に受け止め、励まし、継続的な学びに繋げることが必要。

- 対象児童生徒の学びに向かう気持ちや頑張りを評価することができるようにするためには、下学年等の学び直しや各教科等には該当しない教育活動に係る学習内容についても適切に評価できる仕組みとすることが必要。

不登校児童生徒が抱えている悩みや状況（例）



・ほとんどクラスの授業に出られなかったので、通知表では「1」や「-」の成績しかつかない。

子供自身が「計画」の作成過程に深く関与し、学習意欲や自己肯定感を取り戻せるよう、これらの視点を踏まえた「個別の指導計画」であることが必要

※①～⑤の順番は一例であり、個々の不登校児童生徒により対応が必要な内容やその順番は異なることに留意。

今、自分が取り組んでいることは、自分の将来に生きるだろうか？

・日によって、体調も変わるし、勉強が手につかない日もある。
 ・来月からは〇〇の教科については、みんなと教室で授業を受けてみたい。
 ・夏休み明けから学校に行きづらくなってきた。

⑤ 対象児童生徒の頑張り等を積極的に評価できる仕組みとする視点

・対象児童生徒が取り組めた内容を積極的に評価してあげたいが原籍級の指導内容に合わないときはどうしたらいいの？
 ・下学年等の学び直しや各教科等に該当しない教育活動はどのように評価するの？

・週の半分は校内教育支援センターに、残りは教育支援センターに通っている。
 ・昨日支援員さんに相談したことが他の先生に伝わっていない。

④ 柔軟かつ容易に対応ができる視点

・対象児童生徒の状態を踏まえた頻繁な見直しは、教職員の負担につながるのではないの？
 ・児童生徒の状態が変化した場合には計画はどうすべきなの？
 ・指導計画を見直したり共有したりする時間が対面で確保できない場合はどうしたらいいの？
 ・年度途中から編成することができるの？

③ 学習内容等を関係者が簡易に確認・共有・改善できる視点

・指導計画は誰が管理するの？
 ・対象児童生徒の状況をどのように共有すればいいの？

・昨年度ほとんど学校にいけていなかったから、みんなと同じ勉強は不安。
 ・得意な教科はあるけど、あの教科は苦手だから学校に行きにくい。

② 効果的かつ効率的な計画とする視点

・指導計画にはどういった内容を盛り込む必要があるの？
 ・指導計画は誰が作成するの？
 ・支援計画と指導計画はどのタイミングで作成するの？
 ・同じ児童生徒の指導計画を校内外教育支援センターでそれぞれ作成するの？
 ・〇〇さんは日本語指導の特例も対象だから、指導計画を2つ作るの？

・勉強が苦手です。今までうまくできなかったから、どのように勉強したらいいかわからないし、できる自信がない。

① 対象児童生徒自身が計画の作成過程等に深く関与する視点

・対象児童生徒の思いをいつ、どのように反映し、振り返る活動や学びの積み重ねに繋げればいいのか？

今、行っている支援が子供たちの成長につながっているのだろうか？

本特例を実施するにあたり学校現場が抱える懸念点（例）

「個に応じた学習過程の充実」等に盛り込む要素（案）

参考資料⑦

令和7年12月15日
総則・評価特別部会
資料1-1より作成
(p.23も同じ)

※本資料はあくまで盛り込むべき要素の案を示したものであり、実際の総則及び解説の文章は議論を踏まえて引き続き検討。

解説で記載する要素例

総則に盛り込む要素（案）

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 (主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善) 中略

(個に応じた学習過程の充実)

- 多様な特性等を有する児童生徒に主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、個に応じて学習過程の工夫を図る
- その際、単元や題材などの内容や時間のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しを持ち、よりよく学ぶことができるよう方略を工夫したり、振り返ったりしながら、自らに適した学習過程となるよう調整できる機会を計画的に取り入れるよう工夫する
- また、知識及び技能を生きて働くものとして確実に習得していくことも含め、児童生徒が個に応じて資質・能力を身に付けることができるよう、教師による学習環境の設定、指導方法、指導体制上の工夫改善を行うなど、個に応じた指導の充実を図る

(デジタル学習基盤等の効果的な活用)

- コンピュータや情報通信ネットワークなどで構成されるデジタル学習基盤は、多様な特性等を有する児童生徒に主体的・対話的で深い学びを実現する基礎となるものであり、これらを児童生徒が日々の学習や学校生活において活用するのに必要な環境を整えとともに、適切に活用した学習活動の充実を図る

情報機器の基本的操作やプログラミング活動について（小学校のみ）は、各教科等における充実に伴い、総則における扱いの整理が必要

- また、各種の図書資料・統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る

全体として、趣旨や方針を端的に示し、具体的な留意事項等は可能な限り解説に記載する

- ・児童生徒の多様な特性や発達段階等の実態を踏まえて、全ての児童生徒に主体的・対話的で深い学びが実現できているかという視点を持つことの重要性
- ・そうした視点から個に応じた学習過程の工夫を行っていく上で、個別最適に学ぶ場面と協働的に学ぶ場面それぞれのよさを活かし、一斉・協働・個別といった学習場面を効果的に配置するなど、教師が必要な指導性を発揮しつつ、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することの重要性
- ・その際、孤立した学びに陥ったり、集団の中で個が埋没することのいずれも避けるとともに、教師が必要な支援や指導を行わないといったことに繋がらないよう留意することの必要性
- ・「深い学び」を実現する上で、教師の一斉による指導も効果的に実施するとともに、児童生徒自身が自ら考え知識等を構成することができるようにしていくことの重要性

- ・1コマで学習を完結させるのではなく、単元・題材等のまとまりで学習過程を工夫することの重要性
- ・「**学びに向かう力・人間性等**」を4つの要素で整理したことの関係
- ・児童生徒の学習過程において、見通しを持つ（学習前）・方略を工夫しながら学習を進める（学習中）・学習の成果を外化し振り返って次の学習に繋げる（学習後）といったプロセスを児童生徒が円滑に行うことができるような教師の指導や支援の重要性
- ・よりよく学習するための方略を、教師や他者の取組から学びながら自ら工夫し、徐々に高度化する視点
- ・こうした学校での学習を経て、家庭学習の内容を自律的に決定できるようにしていくことなど、家庭学習を含めて学習習慣を形成し、学びを広げ深めていく視点 等

- ・児童生徒の学習の調整を含めて、児童生徒理解に基づく教師による単元全体の構想の必要性
- ・児童生徒が学習に前向きな見通しを持つことができるよう、単元計画を児童生徒にあらかじめ分かりやすく共有することや、学習意欲を高める工夫等の重要性
- ・児童生徒が学習を工夫しながら進められるよう、子供の学習過程を見越した適切な課題や多様な学習活動の展開を可能とする学習材の準備、つまづきを予想した足場かけ、相互に学び合いながら安心して学習ができる環境構築、効果的な学習に関する科学的な知見も踏まえた学習方略の指導・年間指導計画の作成等の重要性
- ・学習前に分かりやすい評価計画・評価規準を示すことや、学習中・学習後等に学習状況をメタ認知して振り返る機会を設けること等の重要性
- ・児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう、児童生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなどの工夫を行うことの重要性
- ・学習内容の習熟の程度に応じた学習等、現行の「個に応じた指導」で示している工夫例
- ・小学校の専科指導や交換授業、チーム・ティーチング等の指導体制の工夫例 等

デジタル学習基盤の役割

- ①多様な児童生徒にとっての包摂性を高めながら、教師に持続可能な形で主体的・対話的で深い学びを通じた資質・能力の育成に資する学習環境を実現できること
 - ②教師の指導のツールとしての側面に加え、学習者の学習ツールとしての側面を有しており、児童生徒にとっての学びやすさの向上や合理的配慮の基盤として働くこと
 - ③デジタルカリアルカ等の二項対立に陥らず、デジタルも最大限活用して一人一人の豊かな学びを充実させる視点が重要であること
- ・デジタル学習基盤の環境整備における設置者の積極的役割 等

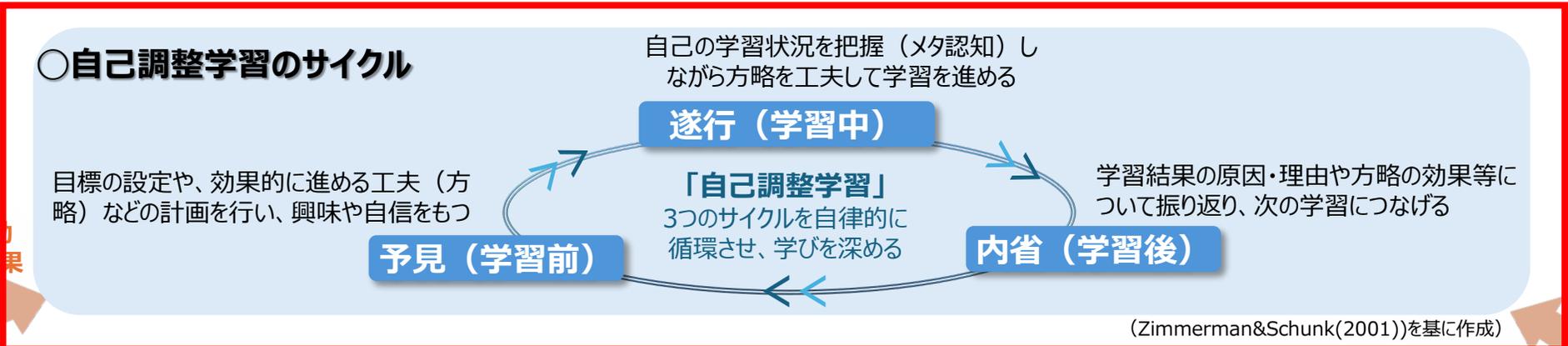
趣旨の
明確化

児童生徒に
よる自己調
整

教師による指
導・学習環境
構築

デジタル学習
基盤等の役
割・活用

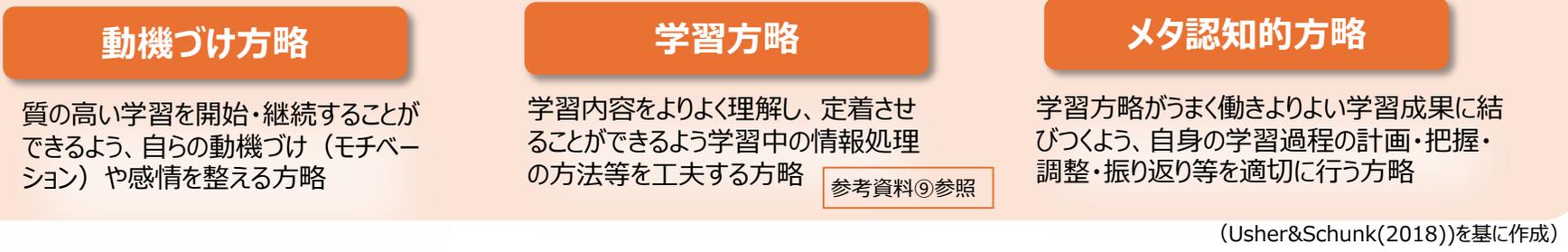
◆自己調整学習のサイクルや、それを促進する要素等に関する研究上の知見



自己調整学習の効果を高め、学習成果に繋がりやすくする

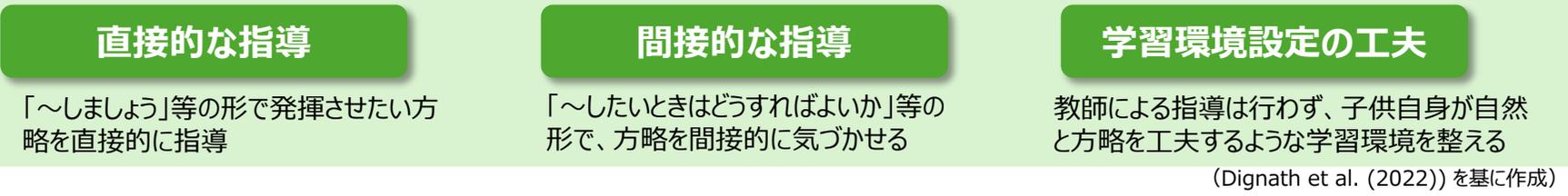
○自己調整学習の効果を高める方略の例

参考資料⑧参照



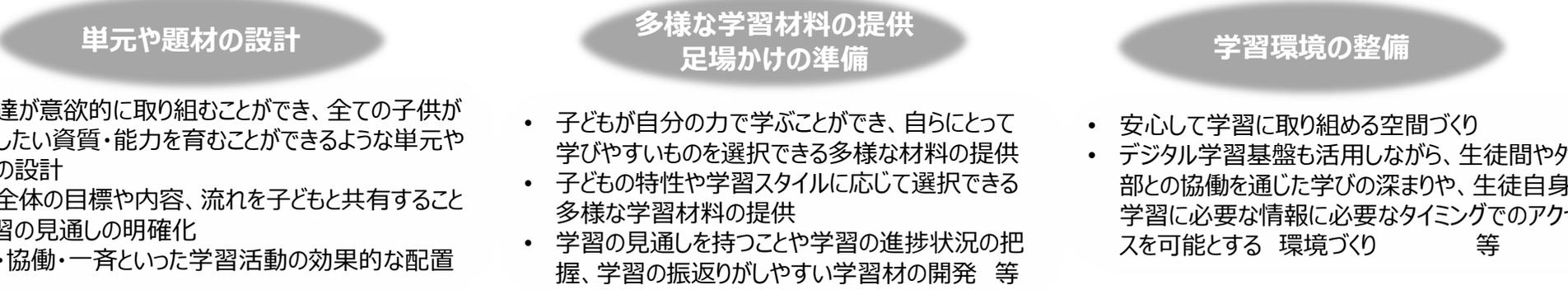
子供達の方略の工夫・発揮を支える

○方略の指導に関する類型 ※研究では、教師による方略の直接的な教授の有効性が示されている



◆子供が自ら学習を調整しながら学びを進めるための学校現場の実践例 (単元内自由進度学習を含む、自治体や学校の事例等を基に記載)

参考資料⑩参照



学習評価に係る様々な用語

学習改善等につなげる評価（いわゆる「形成的評価」）

- ・学習過程の途中で、児童生徒一人一人のつまずきや伸びについて評価するもので、その後の児童生徒の学習の改善や教師による指導の改善に生かす目的で行う。小テスト、レポートやプロジェクトの途中経過、日々の記録などを活用する。

記録に残す評価（いわゆる「総括的評価」）

- ・学習活動が完了した後に実施される評価で、最終的な成果を評価するために用いる。テストや試験、最終レポート、プロジェクトの完成版などを活用し、学習者の全体的な理解度や達成度を判断する。

目標に準拠した評価（いわゆる「絶対評価」）

- ・児童生徒の学習状況を、学習指導要領に定める目標に照らしてその実現状況を評価するもの。

集団に準拠した評価（いわゆる「相対評価」）

- ・児童生徒の学習状況を、学級・学年など集団の中での相対的な位置づけによって評価するもの。

個人内評価

- ・児童生徒の学習状況を、個人のよい点や可能性、進歩の状況等に着目して評価するもの。

評価の「規準」（いわゆる「のりじゅん」）

- ・学習指導要領に示す資質・能力が身についた際の姿を、具体的な児童生徒の姿として設定したもの。文部科学省が評価の「キジュン」の語を使用する場合、こちらの漢字を用いる。（観点別評価で言えば、Bとなる水準を示すもの）

評価の「基準」（いわゆる「もとじゅん」）

- ・学校現場において、資質・能力の習得状況の程度を、評価の規準に照らしたより具体的な判断基準を示す場合、こちらの漢字が一般的に用いられる。（この課題で○○ならA、▲▲ならBなど、××ならCなど）